

木造若緑団地建替事業契約の内容の公表について

つがる市は、「木造若緑団地建替事業」の事業契約を締結したので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 3 項の規定に基づき、下記の通り事業契約の内容を公表する。

令和 7 年 3 月 12 日

つがる市長 倉光 弘昭

1 公共施設等の名称及び立地

木造若緑団地
青森県つがる市木造若緑 9-1 ほか

2 選定事業者の商号又は名称

株式会社木造若緑団地建替事業 代表取締役 佐々木 亙
青森県つがる市木造若竹 13 番地

3 公共施設等の整備等の内容

本事業は、木造若緑団地敷地内を事業用地とし、市営住宅建替業務（既存住宅解体・除却、建替等の設計、建替住宅等の建設工事、工事監理その他必要な業務）を行うもの。

4 契約期間

令和 7 年 3 月 11 日から令和 14 年 3 月 31 日

5 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

本事項に関する事業契約内容は、次の特定事業契約書条項のとおりです。

第5章 事業期間及び契約終了

第3節 事業者の債務不履行等による契約解除

（事業者の債務不履行等による契約解除）

第48条 次の各号に掲げる事項が発生した場合は、市は、事業者に対して書面により通知した上で本契約を解除することができる。

- （1）事業者が本事業を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- （2）別紙11に基づく改善勧告を講じても、業務不履行等の状況を改善及び復旧することが明らかに困難であると市が判断したとき、又は業務を実施する企業を変更後も、業務不履行等の状況を改善及び復旧が図られたと市が確認できないとき。
- （3）構成企業に係る破産、会社更生、民事再生、特別清算の手続開始又はこれに類する手続きについて、構成企業の取締役会でその申立てを決議したとき又は第三者（構成企業の取締役を含む。）によりその申立てがなされたとき。
- （4）構成企業の財政状態が著しく悪化し、本契約に基づく事業の継続が困難と合理的に判断されるとき。
- （5）事業者が市に提出する書類に著しい虚偽記載を行ったとき。
- （6）事業者が、本契約の目的を達することができないと認められる重大な違反をなし、市による相当期間を定めた勧告後も是正がなされないとき。
- （7）本契約が事業者の責めに帰すべき事由により履行不能となったとき。
- （8）本契約に関して、構成企業が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条（私的独占又は不当な取引制限の禁止）の規定に違反し、又は構成企業が構成事業者である事業者団体が同法第8条（事業者団体の禁止行為）第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が構成企業に対し、同法第7条の2（課徴金納付命令）第1項又は同法第8条の3に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- （9）本契約に関して、構成企業が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は構成企業が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が構成企業に対し、同法第7条第1項又は同法8条の2第1項に基づく排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき。

- (10) 本契約に関して、公正取引委員会が、構成企業に独占的状态があったとして、独占禁止法第8条の4の規定による競争回復措置命令が確定した場合。
- (11) 本契約に関して、公正取引委員会が、構成企業に独占的状态があったとして行った競争回復措置命令に対して、行政事件訴訟法による訴訟において請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (12) 本契約に関して、構成企業の役員又は使用人について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3（強制執行行為妨害等）若しくは同法第198条（贈賄）又は独占禁止法第89条（私的独占、不当な取引制限の罪）第1項に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の場合、その事由の発生が建替住宅等の市への引渡し・所有権移転がすべて完了する前であるときは、次条（建替住宅等の引渡し・所有権移転前の解除）第2項から第7項までの規定を準用する。

（建替住宅等の引渡し・所有権移転前の解除）

第49条 建替住宅等の引渡し・所有権移転がすべて完了するまでに、事業者の責めに帰すべき事由により、次の各号に掲げる事項が発生した場合は、市は、事業者に対して書面により通知した上で本契約を解除することができる。

- (1) 事業者が、事業計画書に定められた工事開始日から60日経過しても本工事に着手せず、市が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から市に対して合理的説明がなされないとき。
- (2) 各工区の引渡し・所有権移転予定日後、相当の期間内に引渡し・所有権移転ができる見込みが明らかに存在しないと市が認めたとき。

2 前項に基づき本契約が解除された場合は、以下の定めに従う。

- (1) 市は、建替住宅等のうち既に所有権移転が完了している建替住宅等の所有権を保持する。
- (2) 建替住宅等の建設業務の出来形については、市は、これを確認の上、解除後に買い受けることができるものとし、買い受けない場合には、事業者の費用負担により、出来形部分の撤去を求めることができる。また、既存住宅等の解体・除却業務の出来形については、市は、事業者に対し、その進捗に応じて業務にかかる対価を支払う。
- (3) 市は、次のア及びイの支払債務（消費税相当額を含む。以下本条から第50条（市の公益上の事由による契約解除）までにおいて同じ。）については、工事費内訳明細書や積算調書（数量計算書）等を参考に市と事業者で協議の上算定し、その支払債務と第4項の違約金及び第6項の損害賠償とを対当額で相殺し、なお残額があるときは、一括又は別紙10に規定する解除前の支払条件に従って、事業者に支払うものとする。解除前の支払条件を変更して支払う場合は、その具体的な支払時期及び支払方法については、市と事業者により協議した上で決定する。

ア 第 2 号の出来形部分の買受金の支払債務

イ 建替住宅等のうち契約解除日までに既に引渡し及び所有権移転が完了している部分の市営住宅整備業務費（契約解除時点で支払済みの部分を除く。）

- 3 市が出来形部分の撤去を事業者に求めた場合、事業者が相当の期間の経過後も撤去を行わないときは、市は、事業者による撤去に代えて、第三者に対して撤去を委託、又は請け負わせることができるものとし、この場合、事業者は、撤去のために市が要した費用を補償しなければならない。
- 4 第 1 項に基づき市が本契約を解除した場合、事業者は、市に対して、市営住宅整備業務費相当額並びにそれらに係る消費税相当額の合計額の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として支払うものとする。ただし、契約解除時点以降の物価変動による改定はないものとして計算する。
- 5 第 60 条（保証）の規定に基づいて、契約保証金の納付若しくはこれに代わる担保の提供が行われ、又は、履行保証保険が付保されている場合、市は当該契約保証金若しくは担保又は保険金を前 2 項の債権に充当することができる。
- 6 第 4 項の規定は、損害賠償額を予定したものではなく、市が第 1 項各号の事由の発生により被った合理的な範囲の損害のうち、第 4 項の違約金により回復されないものがあるときは、その部分について、事業者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げるものではない。
- 7 市及び事業者は、相手方に発生する追加費用及び損害を最小限にするよう努力しなければならない。

第 4 節 市の事由による契約解除

（市の公益上の事由による契約解除）

第 50 条 市は、本事業の実施の必要がなくなった場合又は建替住宅等の転用が必要となったと認める場合には、180 日以上前に事業者へ通知の上本契約を解除することができる。

- 2 前項に基づき本契約が解除された場合、市及び事業者は以下の定めに従う。

（1）建替住宅等の引渡し・所有権移転がすべて完了する前の解除の場合

ア 市は、次の(ア)の支払債務について、一括又は別紙 10 に規定する解除前の支払条件に従って、事業者へ支払うものとする。解除前の支払条件を変更して支払う場合は、その具体的な支払時期及び支払方法については、市と事業者により協議し決定する。

(ア) 建替住宅等のうち、契約解除日までに既に引渡し・所有権移転が完了している部分の市営住宅整備業務費（契約解除時点で支払済みの部分を除く。）

イ 建替住宅等又は既存住宅等の解体・除却業務の出来形があるときは、市は以下の措置をとる。

(ア) 市は、建替住宅等の出来形部分を確認の上、解除後に買い受けることができる。既存住宅等の解体・除却業務については、市は、事業者に対し、その進捗に応じて業務にかかる対価を支払う。買受金額及びこれに係る消費税相当額については、工事費内訳明細書や積算調書(数量計算書)等を参考に、市と事業者により協議の上決定し、その支払債務について、一括又は別紙 10 に規定する解除前の支払条件に従って、事業者を支払うものとする。解除前の支払条件を変更して支払う場合は、その具体的な支払時期及び支払方法については、市と事業者により協議した上決定する。

(イ) アの措置を講じた上で、市は、自らの費用負担により、事業者に出来形部分の撤去を求めることができる。かかる請求を受けた場合には、事業者は速やかに費用の見積りを提出するものとする。

ウ 市は、建替住宅等のうち既に所有権移転が完了している施設の所有権を保持する
(2) 建替住宅等の引渡し・所有権移転がすべて完了した後の解除の場合、市は以下の措置をとる。

ア 市は、引渡し完了している建替住宅等の所有権を保持する。

イ 市は、サービス対価のうち、次の(ア)の支払債務について、一括又は別紙 10 に規定する解除前の支払条件に従って、事業者を支払うものとする。解除前の支払条件を変更して支払う場合は、その具体的な支払時期及び支払方法について、市と事業者により協議し決定する。

(ア) 建替住宅等のうち契約解除日までに既に引渡し及び所有権移転が完了している部分の市営住宅整備業務費(契約解除時点で支払済みの部分を除く。)

3 前項第 1 号イ(イ)に基づいて、市が出来形部分の撤去を求めた場合、事業者が相当の期間の経過後も撤去を行わないときは、市は、あらかじめ書面により事業者に対して第三者にかかる工事をさせることと費用の見積りを通知の上、事業者による撤去に代えて、第三者に対して撤去を委託することができるものとする。

4 市は、第 1 項に基づく本契約の解除により事業者が被った合理的な範囲の損害のうち、第 2 項に基づく支払いでは回復されない損害があるときは、これを賠償しなければならない。当該損害賠償金は、本契約の解除に起因して事業者が他の契約を解除又は解約した場合において、当該解除又は解約により生じる手数料及び違約金を含むものとする。

5 市及び事業者は、相手方に発生する追加費用及び損害を最小限にするよう努力しなければならない。

6 第 3 項の通知の後、事業者の見積り金額より、第三者の見積り金額が大きい場合、事業者がなお出来形部分の撤去及び事業用地の原状回復を開始しない場合は、事業者と第三者の見積り金額の差額は事業者が負担するものとする。

（市の債務不履行による契約解除）

第 51 条 事業者は、市が本契約の重要な義務に違反し、かつ、事業者の書面による通知の後、60 日以内に当該違反を是正しない場合、市に対して書面により通知した上で本契約を解除することができる。

2 前条第 2 項から第 6 項までの規定は、前項の規定に基づき本契約が解除された場合に準用する。

（保全義務）

第 52 条 事業者は、第 48 条（事業者の債務不履行等による契約解除）第 1 項、第 49 条（建替住宅等の引渡し・所有権移転前の解除）第 1 項、第 56 条（不可抗力による契約解除）第 1 項又は第 59 条（法令変更による契約解除）第 1 項に基づいて、建替住宅等の市への引渡し・所有権移転前に本契約が解除されたときは、事業者は、解除の通知がなされた日から出来形部分の引渡し・所有権移転及び業務の引継ぎ完了の日まで、自らの責任と費用において、出来形部分の維持保全のための措置をとらなければならない。

2 不可抗力により、出来形部分の維持保全のための措置について事業者に生じた合理的な範囲の追加費用及び損害は、別紙 7 によるものとする。

3 前項において、不可抗力に起因して損害が生じたことにより事業者が保険、保証、補償金等を受領した場合で、当該保険、保証、補償金等の額が事業者の負担する額を超える場合には、当該超過額は市が負担すべき額から控除する。

4 法令変更により、出来形部分の維持保全のための措置について事業者に生じた合理的な範囲の追加費用及び損害は、別紙 8 によるものとする。

（出来形部分の所有権の移転）

第 53 条 事業者は、第 48 条（事業者の債務不履行等による契約解除）、第 49 条（建替住宅等の引渡し・所有権移転前の解除）第 2 項、第 50 条（市の公益上の事由による契約解除）第 2 項、第 51 条（市の債務不履行による契約解除）第 2 項、第 56 条（不可抗力による契約解除）第 2 項又は第 59 条（法令変更による契約解除）第 2 項の規定に基づき建替住宅等の出来形部分の所有権を移転する場合、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を市に移転しなければならない。

第6章 不可抗力

（不可抗力への対応）

第54条 市又は事業者は、本契約の締結日後に不可抗力により、本契約、募集要項等質問回答、募集要項等、提案書、事業計画書、設計図書、各業務における各種計画書（以下、本章及び次章において「本契約等」という。）に基づく自己の債務を本契約どおりにできなくなったとき、又は義務の履行はできるが、事業者に追加費用が発生したときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに相手方に通知（以下本章及び次章において「履行不能通知」という。）し、当該債務が不可抗力により履行不能であるとの相手方の確認を得るものとする。当該履行不能通知を受けた相手方は、速やかに確認結果を通知（以下本章及び次章において「履行不能確認通知」という。）するものとする。

- 2 市は、前項の場合、速やかに当該不可抗力による損害状況の確認のための調査を行い、その結果を事業者に通知する。
- 3 第1項の場合において、履行不能通知を行った者は、通知を発した日以降、当該不可抗力により影響を受ける限度において本契約等に基づく履行期日における履行義務を免れ、同時に当該義務に対応する対価支払請求権も消滅するものとする。ただし、市及び事業者は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する追加費用及び損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 4 事業者が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、市は事業者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用について、サービス対価から減額することができる。

（不可抗力を受けての協議）

第55条 市又は事業者は、履行不能通知を受けた場合は、当該不可抗力に対応するために速やかに本契約等の変更並びに追加費用及び損害の負担を含む対応方法について協議するものとする。かかる協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から180日以内に合意が成立しない場合は、市が不可抗力に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続するものとする。この場合に事業者が生じた合理的な範囲の追加費用及び損害の負担については、不可抗力の発生時期に応じて別紙7によるものとする。ただし、事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことによって生じた追加費用及び損害については、事業者が負担する。

- 2 前項において、不可抗力に起因して損害が生じたことにより事業者が保険、保証、補償金等を受領した場合で、当該保険、保証、補償金等の額が事業者の負担する額を超える場合には、当該超過額は市が負担すべき額から控除する。

(不可抗力による契約の解除)

第 56 条 前条の規定にもかかわらず、本契約の締結後における不可抗力により、市が本事業の継続が困難と判断した場合（不可抗力により本契約等の履行のために多大な費用を要すると判断した場合を含む。）、市は、事業者に対して書面により通知した上で本契約を解除することができる。

2 第 59 条（法令変更による契約解除）第 2 項の規定は、前項の規定に基づき本契約が解除された場合に準用する。

3 第 1 項の規定に基づき本契約が解除されたことによって、事業者が生じた合理的な範囲の追加費用及び損害は、別紙 7 によるものとする。

4 前項において、不可抗力に起因して損害が生じたことにより事業者が保険、保証、補償金等を受領した場合で、当該保険、保証、補償金等の額が事業者の負担する額を超える場合には、当該超過額は市が負担すべき額から控除する。

第 7 章 法令変更

(法令変更への対応)

第 57 条 市又は事業者は、本契約の締結日後に法令が変更されたことにより、本契約等に基づく自己の債務を本契約どおりに履行することができなくなったとき、又は義務の履行はできるが、事業者に追加費用が発生したときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを相手方に履行不能通知し、当該債務が法令変更により履行不能であるとの相手方の確認を得るものとする。当該履行不能通知を受けた相手方は速やかに履行不能確認通知をするものとする。

2 前項の場合において、履行不能通知を行った者は、通知を発した日以降、本契約等に基づく義務を履行することが法令に違反する限度において本契約等に基づく履行期日における履行義務を免れ、同時に当該義務に対応する対価支払請求権も消滅するものとする。ただし、市及び事業者は、法令変更により相手方に発生する追加費用及び損害を最小限にするよう努力しなければならない。

3 事業者が法令変更により業務の一部を実施できなかった場合或いは実施する必要がなくなった場合、市は事業者が当該業務を実施しなかったことにより免れた費用について、サービス対価から減額することができる。

(法令変更を受けての協議)

第 58 条 市又は事業者は、履行不能通知を受けた場合は、当該法令変更に対応するために、速やかに本契約等の変更並びに追加費用及び損害の負担を含む対応方法について協議するものとする。かかる協議にもかかわらず、変更された法令の公布日から 180 日以内に合意が成立しない場合は、市が法令変更に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続するものとする。この場合に事業者が生じた合理的な範囲の追加費用及び損害の負担については、法令変更の内容に応じて別紙 8 によるものとする。

(法令変更による契約解除)

第 59 条 前条の規定にもかかわらず、本契約の締結後における法令変更により、市が本事業の継続が困難と判断した場合（法令変更により本契約等の履行のために多大な費用を要すると判断した場合を含む。）、市は、事業者に対して書面により通知した上で本契約を解除することができる。

2 第 50 条（市の公益上の事由による契約解除）第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項の規定は、前項の規定に基づき本契約が解除された場合に準用する。

3 第 1 項の規定に基づき本契約が解除されたことによって、事業者が生じた合理的な範囲の追加費用及び損害は、別紙 8 によるものとする。

別紙 7 不可抗力による合理的な範囲の追加費用及び損害の負担

対象期間	事業者	市
市営住宅整備業務の業務期間 ・ 第 10 条第 4 項（許認可、届出） ・ 第 20 条第 3 項（設計の変更） ・ 第 29 条第 2 項第 3 号（工事の一時中止） ・ 第 31 条第 1 項（事業者が生じた損害等） ・ 第 45 条第 2 項第 3 号（引渡し日等の変更） ・ 第 52 条第 2 項（保全義務） ・ 第 55 条第 1 項（不可抗力/協議） ・ 第 56 条第 3 項（不可抗力/契約の解除）	合理的な範囲の追加費用及び損害額のうち、市営住宅整備業務費相当額の 1 % までの部分（*1, 2）	合理的な範囲の追加費用及び損害額のうち、市営住宅整備業務費相当額の 1 % を超える部分（*1, 2）

*1 数次にわたる不可抗力により事業者が生じた合理的な範囲の追加費用及び損害額が累積した場合には、これらのうち市営住宅整備業務費相当額の 1 % から事業者が既に負担した額を差し引いた額までのものを事業者が負担するものとし、これを超える部分については市が負担するものとする。

*2 不可抗力に関して保険、保証、補償金等が事業者を支払われた場合には、当該保険、保証、補償金等の額のうち各業務費の 1 % を超える部分は市の負担部分から控除する。

別紙 8 法令変更による合理的な範囲の追加費用及び損害の負担

法令変更内容	市負担割合	事業者負担割合
本事業に直接関係する法令変更	100%	0%
上記以外の法令の変更の場合	0%	100%

「本事業に直接関係する法令」とは、特に本事業及び本事業類似のサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令等で事業者の事業の費用に影響があるものを意味するものとし、これに該当しない営利法人一般に適用される税制その他の法令等の変更は含まれない。

別紙 10 サービス対価の支払いについて

1 サービス対価の考え方

(1) サービス及びサービス対価の一体不可分性

本事業は、募集要項に定める市営住宅整備業務に係るすべてのサービスを事業者の責任で一体として提供するものであるため、市は、提供されるサービスを一体のものとして購入し、その対価も一体のものとして支払う。

(2) 事業者の債務及び債権（支払請求権）の一体不可分性

本事業では、事業者の債務（サービスの提供）が一体不可分であるため、市に対する債権（支払請求権）も一体不可分のものとみなす。なお、事業者の会計上の処理については、法令等に従い処理すること。

(3) サービス対価の支払方法

市は、サービス対価として、市営住宅整備業務費を、毎年度毎に、2 による条件で、事業者の指定する口座に振込により支払うものとする。

2 支払条件

事業者は、毎年度末に当該年度の出来高報告書を市に提出する。出来高報告書は、第 9 条に定める事業計画書及び第 12 条に定めるコスト管理計画書を引用し、業務の進行状況が確認できるようにするものとする。

市は、事業者から提出された出来高報告書に対する確認書の交付後、事業者から支払いの請求を受けた日から 30 日以内に支払う。ただし請求書に不備がある場合はこの限りではない。

なお、サービス対価の毎年度の支払限度額は次のとおりとし、事業者から提出された出来高が限度額を超える場合は、超過分を翌年度末に繰り越すものとする。

別紙 11 モニタリング方法

(4) 改善要求等の措置方法

ア 改善要求等及び改善・復旧の措置

(7) 改善要求

市は、モニタリングの結果、事業者の責めに帰すべき事由により、各業務の実施内容が業務水準を達成していない、又は達成しないおそれがあると判断した場合は、事業者に対して、直ちに改善及び復旧を図るよう改善要求を行う。

(イ) 改善・復旧計画書の作成及び確認

事業者は、改善要求に基づき、次に掲げる事項について示した改善・復旧計画書を作成して、改善要求を受けた日から 14 日以内に市に提出する。

a 業務不履行等の内容及び原因

b 業務不履行等の状況を改善及び復旧する具体的な方法、期限及び責任者

c 事業の実施体制及び実施計画等についての必要な改善策

市は、事業者が提出した改善・復旧計画書の内容が、業務不履行等の状況を改善及び復旧できる合理的なものであることを確認する。なお、市は、その内容が、業務不履行等の状況を改善及び復旧できるものとなっていない、又は合理的でないと判断した場合、改善・復旧計画書の変更及び再提出を求めることができるものとする。

ただし、業務不履行等の改善に緊急を要し、応急処置等を行うことが合理的と判断した場合については、上記によらず、事業者は自らの責任と費用において、適切に応急処置等を行うものとし、これを市に報告する。

(ウ) 改善・復旧の措置及び確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、業務を実施する企業に対して適切に指導等を行いつつ、直ちに改善及び復旧を図り、市に報告する。市は、事業者からの報告を受け、改善及び復旧が図られたことを確認する。

(エ) 改善勧告

改善・復旧計画書が提出されない場合、又は改善・復旧計画書に定められた期限までに改善及び復旧が図られたことが確認できない場合等は、再度上記(7)と同様の方法で改善勧告を行う。

イ 支払の減額措置

各業務水準が、改善勧告及び改善・復旧の措置を講じてもなお達成されないことが明らかになった場合又は当該業務不履行等により重大な事象が発生した場合は、市は、当該部分の業務の対価を減額できるものとする。

ウ 各業務を実施する企業の変更

改善勧告後においても、業務不履行等の状況を改善及び復旧することが明らかに困難であると判断した場合、市は、事業者との協議により、業務不履行等となっている業務を実施する企業の変更を求めることができるものとする。

エ 契約解除

改善勧告後においても、業務不履行等の状況を改善及び復旧することが明らかに困難であると判断した場合、又は、ウの企業の変更後においても、業務不履行等の状況を改善及び復旧が図られたことが確認できない場合、市は、事業者の債務不履行と判断して、契約を解除できるものとする。

6 契約金額

金 4,414,300,000 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 401,300,000 円)

7 契約終了時の措置に関する事項

本事項に関する事業契約内容は、次の特定事業契約書条項のとおりです。

第5章 事業期間及び契約終了

第2節 契約終了に際しての処置

(物件の処置)

第47条 事業者は、本契約が終了したとき、その終了事由のいかんにかかわらず、事業用地内における事業者が所有又は管理する建設・業務機械器具その他の物件（設計受託者、工事請負人等の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。を撤去しなければならない。

2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に撤去しないときは、市は、事業者に代わって当該物件を処分し、修復、片付けその他の適当な処置を行うことができる。この場合においては、事業者は、市の処置について異議を申し出ることができず、また、市の処置に要した費用を負担するものとする。